

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会
市民意見交換会

平成30年2月25日（日）

武蔵野芸能劇場 小ホール

午後1時30分 開会

(懇談会事務局から、本日の進め方やいただいたご意見の取り扱い、今後のスケジュールをご案内ののち、懇談会委員が自己紹介。その後懇談会事務局が骨子案素案の概略について説明したのち、意見交換に入った。)

【座長】 それでは、これから意見交換に入りたいと思います。ちょうど今1時58分で、約2時ですけれども、3時半までを予定しておりますので、1時間半ほどの時間でございます。冒頭、司会者からもご説明があったように、最初のご発言は、できるだけたくさんの方にご発言いただきたいという趣旨で、お1人3分以内ぐらいでお話をいただきたいと思います。ご希望の方が全部お話しになったという後になりましたら、まだ時間があれば2回目の発言はどんどんしていただいて結構でございます。

早速どなたからでも結構でございますが、ご意見を述べられる方はいらっしゃいますか。

【市民】 境に住んでいます。よろしく申し上げます。9ページのところですが、市民参加についてです。

今やグローバル化がますます進みつつある中において、市政に市民が参加するには学びというのが絶対的に必要だと思っております。市民活動に取り組んでいる方々、常日ごろから学びということをおっしゃる方が多いと受け取っております。そういうことで、この9ページ、市民参加のところには、例えば「地域の課題や市政に関する学びの支援」ということを入れていただきたいと思います。支援というのは、場の提供であったり、情報の提供であったり、また、学んだ成果を生かすことをきちんと保障するということです。

関連の計画で、例えば長期計画の調整計画、34ページには「参加と学び」の循環を促していくということが明記されています。それから、市民活動促進基本計画の改定計画では、6ページと18ページに市民活動のための学びの重要性ということが強調されていて、さらには重点施策の1つに学びの機会を充実させるということが入っております。さらには、何年か前のこれからの地域コミュニティ検討委員会の報告書でも、やはり「学び」ということが項目として挙がっております。

実際、そういうのに基づいて今、コミュニティ未来塾というんでしょうか、コーディネーター養成講座を市のほうでやっていたら、そこでは行政職員とか若い市民も含

めて学び合いがあるので、とてもいいことだと思っております。さらには、「水の学校」を初めとして行政のほうでも課題に関する学びの場を充実させようという動きがあるのはとてもありがたいことだと思っております。

ただ、やはり条例で保障していくということが絶対的に必要だと思いますので、あらゆる部局において、地域の課題をきちんと市民が学べるように、単なる啓発レベルではなくて、市民が学び、そしてまた市政に参加し、厳しい議論も含めて、市民と行政と議会が協働でやっていくための市民の力をつける、そういう後押しをしていただきたいと思います。それが1点です。

もう1点は、今度は行政職員ですが、19 ページに「職員の責務」があります。大変厳しい責務をたくさん書いていますが、やはり市の職員の方もちゃんと学んで、研修を受けて、みずから高まっていく、そういうことの保障がないと、ここに書いている責務をそんな簡単には果たせないと思うんですね。ですから、職員の方の学びや研修の場もきちんと位置づけていただきたいと思います。

先ほど言いました市民活動の改定計画の中でも、18 ページに、職員の学びというのが強調されていて、特に、市民と行政と一緒に地域の課題を総合的に学ぶ場を充実させるということが書かれております。ですから、そういう今ある計画の趣旨を酌みながら、条例でも、市民と行政職員の方の学びの支援ということを充実させるような言葉があると、ありがたいと思います。

以上です。

【座長】 貴重な意見をありがとうございます。

【市民】 本町に住んでおります。よろしく申し上げます。

この前文のところ、まず基本的なところなんですけど、「市民は自治の主体であることを自覚し」と書いてあるんです。「主体」という言葉というのは、主権者であるという観点から言うと、私は少し不十分ではないかなと思っております。やっぱり「主権者であることを自覚し」というぐらいに書いていただきたい。

その関係で言いますと、用語の定義のところ、市民というのは、いわゆる住民だけではなくて、ほかの在勤者とか在学者なんかも含むもんですから、その関係性はまた工夫の問題だと思っておりますが、まず、主権者であるということを最初の、前文のところでも明確

にしていきたい。

そういう意味では、例えば4ページの「基本原則」のところにある「(保障、用意)」というのは、保障なのか用意なのか。これはどちらかを選ぶという趣旨かと思えますけれども、きちんと「保障する」というふうにしていきたいと思えます。

5ページの「市民の役割」。ここも「自治の主体であり」というのは不十分だと思えます。ただ、「役割」ということには賛成です。

「保障」と「用意する」というのが随所に出てきますけれども、そこは「保障する」というふうに、きちんと権利性を明確にしていきたいと思えます。

ほかにもあります。また、ほかの方も意見をおっしゃるかと思えますけれども、住民投票のところ、10 ページです。成立要件をどうするかというのは、いろいろこれから議論になると思えますけれども、10 ページの共通事項のところ、公職選挙法の規定というのが投票のルールとして書かれています。公職選挙法自体は今かなり時代おくれというか、非常に不十分な法律ですから、ここは公職選挙法に準ずるということではなくて、やはりきちんと、どういう方法で住民投票の投票のルールを決めるか、そのための市民の活動のルールを決めるかというのは、ここで改めて議論していきたいと思えます。

あと、17 ページのところ、「財政援助出資団体」というのが書かれていますけれども、今、市のサービスが直接的ではなくて、第三セクターを通じて、いろんなサービスの担い手があると思うんですね。ですから、その援助団体に対しても、自治基本条例の精神がきちんと遵守されるということを何らかの形で、この条例の中に書いていただきたいと思えます。例えば、コミセンの問題とかいろいろありますけれども、ここは自主三原則ということで運営をされていて、自主性ということになっていますけれども、そこには正当性は何かという議論はあると思うんです。そのときに、運営の最も基本的なルールがこの自治基本条例にあるんだということが何らかの形で触れられる、どこで触れたらいいのか、私はちょっとわかりませんが、そのことをぜひお願いしたいと思っております。

【座長】 極めて多数の意見が出ました。

【市民】 中町に住んでおります。よろしくお願いします。

2点ほどあるんですが、まず1点目は、ちょっと飛びますけれども8章に「平和」の章が出てきています。ちょっとここがつけ足しのような感がある印象を持ちました。「平和」

の章については、全てのことの前提になるものでありますから、むしろ前のほうに持ってくるべきじゃないかなと思います。とりわけ「総則」の後であるとか、あるいは「前文」の後であるとか、「平和」の章については前のほうに持ってくるべきじゃないかなと思いました。

それから、大きなところで言いますと、先ほど委員が自己紹介の中で、武蔵野市自治基本条例は自治体の憲法だという言い方をされました。なるほどそうだなと思ったのですが、よくよく見ると、武蔵野地方自治法みたいに住民自治と団体自治のことが多くて、権利条項が余りないなという感じを持ちました。住民がどういう権利を持っているかという条項がないんじゃないかと。したがって、やや武蔵野市のガバナンス法になっているのかなという印象を、雑駁ではありましたが、思いました。そういう点で、権利条項を「総則」の後ぐらいに持ってきて、その後に役割の問題が出てくるんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

以上です。

【座長】 今にお答えしなくてもよろしいですか。たくさんのご意見があるので、順番に聞きたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

【市民】 境南町に住んでいます。今回は、情報共有の問題と住民投票の問題について意見を述べたいと思いますけれども、時間の関係で、前半では情報共有、後半に住民投票についての意見を述べたいと思います。

私は、武蔵野市の住民ですけれども、他市の情報公開、住民投票について、仕事上、代理人として関与したことがあります。武蔵野市の自治基本条例の制定については当初から関心を持っていました。なかなか時間がとれなくて、懇談会は傍聴できませんでしたけれども、きょう専門家からこういう素案を提示していただいて、拝見いたしました。4ページに書かれている4つの原則について、その方向性に全く賛成であります。その上で、まず、この3章について疑問や意見を若干述べさせていただきたいと思います。

まず、情報共有については、8ページに記載がありますけれども、この中で、情報の公表と情報公開とがはっきり区別されなくて、混同して、あるいは誤用されて使っているような印象を受けました。

情報公表というのは、市民の請求を待たずに、市が一般市民に対してさまざまなメデイ

アを通じて公表することであり、情報公開というのは、情報公開請求者の請求に応じて公開するもので、両者は対象もはっきり違ひ、手続も違ひるものです。そして、その上で情報の公表も必要ですし、情報公開も必要で、両方がそろって、市民と市が情報を共有することができることとなります。ここで書きになっている、例えば8ページの囲いの中の7行目「市の長期計画その他市の重要な計画など、特に重要なものは策定過程を含め、積極的に公開するよう努めなければいけません」は、公開ではなくて、公表のことだと思います。特に重要なものを、策定過程を含めて市民に知らせるのは、公表であります。両者が混同され、あるいは誤用されているように思うので、その点は直していただいたほうがいいのではないかと思います。

そして、先ほど申しましたように、情報の公表と公開は、市民と市が情報を共有して協働するための不可欠の前提であります。この案文を見ますと、情報公開については「『武蔵野市情報公開条例』で定めます」というのが、今のところのすぐ後、囲いの中の6行目ぐらいに書いてあります。

武蔵野市情報公開条例というのは既に制定されており、「定めます」とこれからすることではありません。情報公開条例が制定されているから、この自治基本条例で情報公開について言及しないでいいということにはなりません。やはり2本柱の重要な1つの柱ですので、情報公開について、憲法に相当するこの基本条例の中でどういう意味を持つのかということをも明記すべきだと思います。つまり、情報の共有のために不可欠なものだ、そしてそのために積極的にこうしなければならないということをも、憲法であるこの条例の中で制定すべきだというふうに考えます。

具体的な情報公開条例があったからといって、その解釈とか運用にいろいろ疑問点が生じた場合にどうするかというのは、この最高法規である自治基本条例の定めに従って解釈し、運用されなければならない以上、この基本条例を制定する意義は大きいと思います。

実は、法とか条例を定めるには、定めることが必要であるという、いわゆる立法事実が必要ですが、私が最近ご相談を受けたケースでは、ある基本計画の中の、市民とともに協議を進めるという規定が10年以上実行されなかった。そのために、ある方が、市ではどういうことを検討しているのかについて情報公開を求めたところ、内部検討だからと言って不開示になったということでした。そういう運用とか下位規定を調べてみると、武蔵野市の事務専決規程だと、情報公開については課長が判断できるという規定があります。これは普通の窓口での証明書の交付とかと同じレベルに扱われていますけれども、情

報公開の重要性、そしてこれはまた憲法上の重要性でもありますけれども、やはりもっと高いレベル、例えば副市長さんが判断するとか、そういう下位規定の改正にも影響力を持つような基本条例を制定していただければいいというふうに考えています。

以上です。

【座長】 専門的なご意見をいただきました。

【市民】 境南町に住んでいます。骨子案の取りまとめ、お疲れさまでございます。幾つか意見を言います。

1つは、コミュニティのことです。こちらの骨子案の中にも、コミュニティは市民自治の基本的な単位、そこで市民が活動して、それが自治ということにつながっていく、そういう内容のことが書かれているかと思うんですが、そうであれば、コミュニティにおける市民自治、市民参加をこれから推し進めていくためにどういうふうに考えていくことがいいのかということについて、もう少し記載があってもよいのかなと思います。

ここの文章を読むと、コミュニティ構想の中から、地域のつき合いの中で自然発生的に出てきたコミュニティを大事にすると書かれてありますが、コミュニティにおける自治は自然発生的に発達するというふうに、余り僕は考えておりません。やっぱりそこに住んでいる人たちが一生懸命人とつながろうとしたり、人と力を合わせて何かをやっ払い、自分たちでつくっていきこうという意識が育って行って、そこで初めてでき上がってくるもの。自然発生的にできってくるということではなくて、やっぱり自分たちの気持ちと、もう1つは、ここの中にも何度も触れられていますけれども協働ということ、そういうことを通してコミュニティはでき上がっていくのではないかと思いますので、そこら辺のことをこの条例の中でももう少し強く書いていただければと思います。

次に、自治のまちづくりを進めるためには、子どもたちがそういう意識を持って育ち上がることがすごく大切なのではないかと思います。ここの中には教育に触れているところがありません。学校教育の現場の中で、どういうふうに自治のまちづくりを進めるのかということを取り上げて、子どもたちと一緒に考えていくという取り組みが今後必要なのではないかと思います。そういう意味では、教育の中で、自治のまちづくりに向けてできることは一体何なのか。そういう文言といますか、そういう取り組みを進めるような文章を入れていただけないかと思います。

あと1分ありますので。市民参加とかそういうことを進めるためには、プロセスがすごく大事だと思うんです。この懇談会の意見交換会はここ1カ所で行われていますけれども、昨年の暮れに行われていました福祉の計画の意見交換会は3駅圏で行われました。3カ所。3つの時間帯があったのです。つまり、1つのところで参加できなくても、ほかのところでは参加できるという設定がありました。大事な条例についての話し合いですから、できれば3駅圏でやっていただきたかったなと思うことと、先ほど無作為抽出でワークショップというお話がありました。ここに集まっている人たちは、私も含めて意欲の高い人たちだと思いますので、無作為抽出ではなくて、こういうところに集まった人たちがワークショップに参加できるような組み立てを考えていただけないかと思います。よろしくお願ひします。

【市民】 南町に住んでおります。今回の自治基本条例は、市民が今まで以上に主体的に市政に携わっていこう、そのことを支えていこう、応援していこうという趣旨だと思うので、非常に素晴らしいと思うのですが、じゃ、具体的に、手段として、どういう手段が提示されているかという、これが第3章に当たる部分だと思うんですね。読ませていただいたんですけども、この3章は、ウエイトとして住民投票に関する議論が相当重かったのかなと感じます。実際、住民投票というのは、今まで市の中になかった仕組みをつくっていこうということなので、相当いろんな議論が出ると思いますし、インパクトもあると思うんです。一方で、この住民投票というのは一種の最終手段というか非常手段というか、最後の最後の手段であって、実際にはここに挙がっている、それ以外の、例えば情報共有であったり、市民参加であったり、協働、コミュニティということがきちんと確立されていることが、ある意味では住民投票以上に重要だろうと思うんですね。

僕は、かつて武蔵野市役所の中に市民協働サロンという、行政と市民団体のコーディネートをして協働を活性化させようという場所があって、そこのスタッフとして働いていたので、協働ということに関しては非常に思いがあるのですが、そういう視点で見ると、やや物足りないというか、余り議論がなされなかったのかなという印象を持ちます。市民活動であれば、例えば市民活動促進基本計画、コミュニティであればコミュニティ条例というものがありますので、それぞれでの議論に譲るということなのかもしれませんが、この条例は、その上位に来て、それら全てを包括するものだと思うのです。少なくとも今の武蔵野における例えば協働の課題だとか、どんな問題があるのか、どうしていけばいいのか

ということに関してもうちょっと議論していただいて、せっかくですから、市民活動促進基本計画をもっと後ろから後押しするものにぜひしていただきたいと思います。そのためには、この武蔵野の中で、これまでに積み上がってきたいろんな議論があると思うので、実際の条例を策定する際には、そういう議論をぜひ酌み上げる努力をしていただきたいというのが、お願いします。

以上です。

【市民】 吉祥寺北町で、50年ぐらい市民をやっております、子育てもやりましたし、そのうちいろんな市民活動をやってきました。その中で、いろいろあるんですけど、久しぶりでお話するので、ちょっとドキドキしております。

私はこれを読んで、普通こういうのを読ませていただくと、どこが欠点かとか、どこが抜けているか、市民としてそういう目線で読んじゃうんですけども、よくできているなと、まず感じました。だから、随分長い間かけて、よく議論していただいたんだなと。そして、今の発言者からの補強というかそういうのも入れていただければ、本当にいいものになるなというふうに思いました。

特に、感動したのは、19ページの職員の責務というところです。今、武蔵野市の職員の方は、とても頭がいいし、よくやっという感じがすると思うんですね。各課でこんな厚い、いろんな色刷りや何かの報告書とか提案書などが出ておりますけれども、とても読み切れないくらいね。そういうお仕事をなさる面ではとてもいいなと思いますけれども、もうちょっとというか、もう大分やっていただきたいというのが、この職員参加の部分です。地域にもっと出てきていただきたいなと。あれだけ素晴らしい報告書が各課から出ているんだったら、それを補強する。地域ってどういうものなのか、どういう人たちがいて、どういう意見があるのか、それから、協働でやることによって得られる学びというか、お互いの学び方なんですけれども、ぜひそれを補強していただきたいなと思います。このところで、出ていきなさいというふうに私には見えたので、とっても励まされて、うれしいと思います。もう少しこれが具体化されたら、素晴らしい方たちなんですから、もっと地域で本当に力を発揮できるように、お互いに協働したいなと、しんから思います。よろしく願いいたします。

【市民】 境在住です。よろしく願いいたします。

私は、地域づくりに関するような市民活動をしております。その中では、市から補助金をいただいたりということも、いろんな場面がございます。そんな関係もあって、ほかの市の方と交流することなどもあるんですけども、きのう出会った人に、武蔵野市がうらやましいと言われたんですね。その方が具体的に言ったのは、生物多様性基本方針なんです。最近出されたものが本当に素晴らしいので、自分たちの市でもそういうことがあればいいのになと思う、そういうことを言われたりしました。

それで私は、ここで活動している者としてなんですけれども、きょうの資料に関するものをネットからとって読んだときに、本当にびっくりしました。こんなことが書いてあるんだ、素晴らしいなと思いました。今、ご専門の方からの指摘がいろいろあるので、そういうこともこの後、反映されるとさらによいと思うんですね。

私が自分の活動している立場からぜひお願いしたい点は、この素晴らしい条文というんですか文章が実行されるということについてです。いかにすばらしく書かれていても、実行されなければ何なりません。ですから、それがきちんと担保されるような仕組みまでを組み込んでいただきたいなということをぜひお願いしたいと思います。私は今、その実行という部分について足りていないと感じております。よろしく願いいたします。

【市民】 東町に住んでいます。具体的なことではなくて、ちょっと基本的なことをお願いをしたいのです。私自身はNPO法人活動なんかをやっていて、住民参加あるいは住民との協働等々に非常に関心があり、みずからもそれに向かっていろんな議論をしています。

1つは、ここまでできるまでに19回懇談会があつてということをお聞きしたのですが、そこに至るまでの経緯が、19回やったということしかわかりません。例えばその中間に1回ワークショップをやったとか、こういうことをやったとかということが、前書きにでも、後ろでもいいですけども、あらかじめあると、こういう経緯を経てこういうのが出てきたんだということがわかって、理解の促進に役立つというのが1点です。

もう1つは、これを作成されるまでに、ワークショップ的な、市民の意見をできるだけ聞いて、それらを反映したのではなくて、これをつくられて、これから聞いていこうというのが本音だと思うんです。そうであれば、これから聞いていく過程の中で、ワークショップをどうやられ、パブリックコメントをどうとられ、それをどう反映されて、そして最終的にこういうものを決めるんだというプロセスをぜひお話しいただきたい。またその過程で我々が参加できる機会があれば、先ほども話がありましたけれども、こういった会を

一回やったらもう終わりというのではなくて、例えば町ごとにやるとか、コミュニティを通してやられるとか、いろんな方法があると思うんです。それを、少なくとも先ほどの話ではないですけども公表していただきたい。こういうことをやるので、ぜひ参加してもらいたいみたいなことをお願いしたいというのが2点目であります。

もう1つは、ここまでできるまでに、他自治体 1700 ぐらいあるんですけども、そこでいろんなことをやられると思うんです。そういうものと比較して、このまちのものにはどういう違いがあり、どういうところに力点があり、どういうことがあるということを、ぜひ。ほかのところの条文を参考にしてそのまま写せということではなくて、いいことも書いてあるでしょうし、そうでないことも書いてあると思うんですけども、それは懇談会の中で参考にしていただければいいと思うんです。最終的には、これができ上がったときに、他都市との比較として、具体的な市町村の名前は挙げなくても、例えば 100 調べた結果、平和条項が入っているところはどれぐらいあるんだということから、2つしかない、我々のものは3つ目だということを知民がみんな知ることによって、吉祥寺というところはこういうことをやって、こうなっているんだという自己認識と誇りになる。我々がほかの方々にここに住んでいることを自慢できるような資料にまとめていただけると、条文で一冊の冊子をいただいて、これを見ておけという話ではないと思いますので、その3点を、もしよろしければご検討いただければと思います。

以上です。

【座長】 ここで今ご発言になった方に関連して、少しだけ説明させていただきますが、この懇談会が 19 回開かれてきたという経緯については、全部武蔵野市のホームページに記載していますので、そこで会合ごとの議論の要旨も入っていますし、そこに提出された資料も公表されています。そういうことを詳しく知りたい方は、たどっていただければ、見るという形で、先ほどの言葉で言えば公表されています。

ただ、これからするパブリックコメントはどのようなやり方でやるのかとか、ワークショップはどのような形でやるのかということについては、冒頭でちょっと説明がありましたけど、最後、締めくくるときに、これからの手続として、もう一度、市の方によく説明していただきます。

それから、他市の状況で、よその市町村ではどんなふうにつくってきているのか、類似の規定がどのくらいあるのかというご質問もありましたけども、我々の議論のときには、

詳細なことを市のほうでは調べておられまして、それを我々懇談会のメンバーにみんな提供して、よその例はこうだけれども我が市の場合はどうしましょうねという形で、議論してきた材料の、かなりのものを市は持っていらっしやいます。これをまとめた後に、今度はさらに具体的な条例案にまとめていかなきゃいけないという作業があります。議会に出して、議会でさんざん議論していただいて、制定していただくということになるころまでには、関連の資料も一段と整備し、議会の方々が議論しやすいようにして提示しなきゃいけないですから、そういうものがまとめられていくと思います。そういうときに、今ご発言のあったようなことにできるだけ応えられるような資料はつくっていきたい。皆さんにも入手できるような形にしたいと考えております。

さて、それではほかの方々のご意見を。

【市民】 本町に住んでおります。私はまだこれをざっと読ませていただいただけなんです。すが、本当にすばらしい条例ができるのではないかと胸がわくわくしております。

ところで、1つ、私が懸念を持っておりますのは、これが絵に描いた餅にならないかということですね。せっかくこんなすばらしい条例ができた。個々のことについては私もまだいろいろ申し上げたいことがあります。が、きょうはそうではなくて、これを絵に描いた餅にしないためには、ここの条例の中にあります「市民は、自治の主体であり、民主主義の担い手であることを自覚して行動」する、これが必須なわけです。4ページにもありました。そして、市民参加のところ。「市は、市民が市政に参加する権利を保障し、参加の機会を整備（保障、用意）」する。この2つがあるにもかかわらず、これが絵に描いた餅になってしまうというのは絶対に避けなければいけない。

そのためにはパブリックコメントとか、今までも例えば介護保険のことについてもそういうことがありましたけれど、私も参加していくと、参加人数は本当に少ない。そして、発言する人は大体決まっている。その後、何もなくて流れていってしまう。そういう感じでは、市民参加というのは望めないと思うんです。ですから、これは非常に難しいことですけれども、これの制定を余り急がれないで、本当に市民のものにしていくためには、例えばコミセンがたくさんありますから、そこのコミセンにおろしていただいて、そこでファシリテーターを立てて、もうちょっとみんなが話をしやすくする環境をつくっていただくとか、いろいろな工夫があると思うんです。

他市でどんなことをしているか、そういうことも参考になると思いますけれども、とも

かく市民の意見をもっともっと吸い上げて、そして市民にも自覚を持ってもらう。それはこの基本条例を制定する上で一番大事なことじゃないかと思imasので、そのことをぜひお考えいただいて、余り急がれないで、ゆっくりでいいですから、本当に武蔵野市の市民が誇れる、市でも市長さんでも、どなたでも、これは私たちの自治条例だという気持ちを持つてるものにしていただきたい。それがお願いでございます。よろしくお願ひします。

【市民】 吉祥寺北町に住んでいます。40年ぶりに武蔵野市に戻ってきました。実家がありまして、40年前はこの市民でした。武蔵野市で自治基本条例をつくらうとしていたというのを聞きまして、途中からこの懇談会の傍聴に来ました。

途中からでわからなかったのですが、今なぜ武蔵野市で自治基本条例なのか。これがいまだにわかりません。三鷹でできたとか、ほかのところでできて、武蔵野市になればおかしいということのできたのでは多分ないと思うんですね。誰から言い出したんだろうかと。先ほどの座長のお話で、市長が言い出されたのだろうなというふうに思うんですが、そのことと関連して、第2章の「市民・議会・市長等の役割」で、市長は「責務」なんです。議会も「責務」なんです。市民は「役割」、議員も「役割」。非常にやわらかい言葉で言っているんですが、これはどちらかという、上から目線の裏返しではないか。むしろ市民も責務があるとずばり言い切ったほうがいいのではないか。その市民の責務の中に、二代表制である、つまり首長さん、市長を選ぶ、議員を選ぶという投票に行く。市民の声を届けることは、抽象的な役割とかなんとかではなくて、行動として投票に行くことが、市民としてのまず第一の責務ではないか。そういうことを書かないといけないのではないか。

もう1つは、最後に「平和」というのが入っているんですね。これはとてもユニークで、さすが武蔵野市だと思ったんですが、なぜ「平和」が入っているのか。戦災を受けたから、平和宣言をしたからということだけではなくて、むしろこの市民自治こそが、このグローバル化したいろいろな状況の中でみずからを守っていく。つまり、なぜ今自治基本条例なのかというところの話を、ぜひ前文のところか平和のところでもう少し詳しく、なぜ今、自治が平和に結びつくのかという話で議論していただけるといいのではないかなと思います。

【座長】 私は30歳代のころから40歳代にかけて20年近く武蔵野市政にどっぷりと浸

かって、市民参加なるものを経験したのですけれども、そういう意味で言うと、市民参加をこれだけ一生懸命やってきた、試みてきた市は全国の中で珍しいといえますか、その筆頭に位置するような都市だと思うんです。その伝統は現在までずっと続いている。市長はその間に、革新系の市長から保守系の市長にかわったり、転々と変わっていますが、その基本的な姿勢は保守、革新を問わずずっと続いてきたと私は感じています。これは非常に誇るべき我が市の伝統だと感じているんですが、そうだとすると、なぜ武蔵野市で全国で最初ぐらいに自治基本条例ができなかったんだろうかという問題になるんです。

我々が昔、かかわり出して、いろいろなことを試み出したころは、自治基本条例をつくらうという発想はどこにもありませんでした。そういうことが言われるようになったのは、我々武蔵野がかなりいろんなことをした後から出てきた問題なんです。お隣の三鷹市ではそれをつくらうということですぐつくられました。私はそれのことに少しかかわらされて、三鷹市の自治基本条例づくりにも関係はしたんですけれども、にもかかわらず、自分が活動してきた、そして育ってきた武蔵野市では今までなかったわけです。別になくても、実際には武蔵野がトップを走るようなことを実践しているという自負心はあったわけです。

今になって、なぜ武蔵野がこういうことになるんだろうというのは私にとっても非常に不思議な感じもしたのですけれども、きっかけは前市長。今の市長ではなくて、その前の邑上市長が、選挙のときの公約から、これをつくりたいということはずっと掲げてこられた方なんです。しかし、そうは簡単には動かなかったということであって、何とかこれを進めたいというのが、前市長がおやめになる直前までずっと思っておられたことのようなのです。

そのころに、議会のほうで、今度は全く別に議会基本条例というものをつくらうという話が進み出したということがありまして、そこで当時の副市長さんお2人が議会の方々と折衝されて、話し合いを続けてこられた結果、議会もそういうことを考えているのならば、執行機関に関する自治基本条例も含めて一本の自治基本条例を議会と協力しながらつくるという新しい形ができないでしょうかねというふうに持ちかけられて、議会側が一応その土俵に乗ってみましょうとおっしゃった。そこで、こういう懇談会をつくりたいので、私たちにも参加してほしいという声がかかってきたということなのです。いきさつはそういうことでございます。

私は、もしそれが可能になったとして、議会と市長が全面的に、お互いに協力して、腹

を打ち明けて、率直な議論をしてつくっていったとすれば、全国に誇る自治基本条例ができるのではないかと考えています。全国にたくさんの自治基本条例とか、名称は行政基本条例と言っているところもあったり、いろいろなんですけど、とにかく全国に例のある自治基本条例でいいますと、多くが市長のほうで、執行機関のほうで案をつくって議会に出して、条例として可決していただいた、こういう形です。その中では議会に関することは余り書かれていません。書かれていたとしても、非常に部分的です。

なぜそうなるかという、議会に関してもっとこういう議会であってほしいということ、をどんどんどんどん書き込めば書き込むほど、議会の抵抗が強くなるんですね。議会が反発するんですね。余計なことを言うな、我々は我々でちゃんとやっているんだ、執行機関は何を言うんだ、条例制定権を持っているのは我々だ、こうおっしゃると、そこがウンと言ってくださらない限り、1つも条例にはならないわけです。ですから、議会が反発するようなことはできるだけ書かないでいこうということで、執行機関に関する基本ルールだけみたいな自治基本条例の例が全国にたくさんあるわけです。執行機関のことに関するルールばかりあって、議会に関することがほとんどないじゃないかという問題が全国にあるわけです。

それを埋めようというのが、新しく出てきた、議会基本条例をつくろうという運動なんですね。これもまた北海道から始まって、だんだん全国に広がっている運動でございまして、それが武蔵野市にも風が吹いてきて、議会が我々の議会基本条例をつくろうかという動きになってきた、こういうことなんです。

その両方を一本にしたような自治基本条例は、まだどこでも制定されていないというのが現状です。武蔵野がやるからにはそういうものにしたいと思っているわけです。執行機関の市長のことについても十分書き込みますが、議会のことについてもいろいろなルールを新しくつくる必要があるのではないかと考えている。それがきっかけだご理解ください。私は、それは大変意義のあることだと思って、これに協力することにしたといういきさつでございます。

ほかにまだご発言があれば。

【市民】 境南町に住んでおります。1ページの前文と、5ページの第2章のところまで2点申し上げます。

まず、1ページの前文です。一番下、「条例の位置付けについて」とあります。「他の条

例の解釈の基準となる、基本的な条例であること」と書いてありますけれども、自治基本条例、この条例の最高規範性を担保する仕組みについて、どのように盛り込まれるのかなと感じました。例えば、通常の条例に対する優位性、優越性をどのように確保していくのか。憲法であれば、法令を縛っている、いわゆる違憲立法審査権として審査をする権利が認められていますけれども、ではこの条例はその機能をどのように担保するのかなと。あくまでも市が規範として守ろうということではなく、確保するための仕組みについて、これから成文化をされるときに、ぜひ明示していただきたいなと感じています。

世界中を見渡しても、そういった最高規範の制定を認めている国はほとんどないと承知していますけれども、極めて珍しい例として合衆国憲法、アメリカなどで採用されているホームルールチャーターシステムというんでしょうか、自治憲章制度と呼ばれるものがありますけれども、そういった仕組みは、残念ながら、日本の憲法にも地方自治法にもまだない。そういった中で、この条例が理念で終わらないためにも、過去の条例と相反することができた場合に、じゃ、過去の条例をどうしていくのかとか、そういう姿勢も含めてぜひ書いていただけるとよいなと感じました。

2点目は第2章のところです。「市民の役割」、次のページを見ると「議員の役割」とあります。懇談会での意見の中で、「責務」という言葉で余り縛りをつけることに違和感があるという表現がありましたけれども、憲法などでも勤労、納税、子どもに教育を受けさせるという3つの義務を掲げていて、それに対するものとして初めて権利が認められるということですので、そういう関係性があって初めて最高規範という価値も生まれてくるんだと考えています。ここはぜひ「役割」ではなく、はっきり「責務」と言っちゃってもいいんじゃないのかなという感想を持ちました。余り権利ばかり主張していてもしょうがないんじゃないかなという感想を持ちました。

以上です。

【座長】 最高規範性という問題について、「前文」の一番最後の「条例の位置付けについて」に「他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例であること」としか書いていない。通常、自治基本条例は自治体の憲法だという言い方もされているわけなので、そうだとすれば、最高規範だということなのではないか。その最高規範だという趣旨をどうやってはっきりさせていくのかというご趣旨だったと思います。実は、これは我が懇談会の中でかなり議論が分かれたところでございます。最高規範と書いたほうがいいのかとい

うご意見の方もいらっしゃいましたし、そこまで書かないほうがいいのではないかと
方もいらっしゃいました。意見は分かれていましたので、座長はどちらにもくみしません、
多数の意見のほうでいいですということを使ったのです。

事柄から言うと、日本国憲法は、日本国の国政における最高規範です。国会が制定する
法律等は全て憲法に違反しているとすれば、それは無効になると明確に書いているわけ
です。ただ、無効にするのは誰かと言えば、裁判所なんですね。裁判所で争われて、地裁で
憲法違反だと言ってもそれで確定にはならず、国のほうは不満だと言えば控訴しますね。
高等裁判所へ行って、また争われて、また違憲だと言われた。また気に入らないから、最
高裁まで争いますと言って持ち上げて行って、大体最高裁まで行って、最高裁が憲法違反
ですと言ったときに初めて無効が確定します。無効を確定するという手段は、国の場合、
そういうルートでできているわけです。

しかし、自治体の場合に、現在の日本国憲法で地方自治に関する定めというのは、第8
章で 92 条から 95 条まで4つの条文があるのですが、その中では自治憲章みたいなこと
については全く規定されておられません。そして、それに基づいてできている地方自治法
の中にもその種の規定はなくて、自治憲章を制定できるとか、あるいはそれにかわる基本
条例というものを制定できるのだということも、別に地方自治法は書いていません。

したがって、国の法律上は、自治基本条例というものは表向きは認めていないわけです。
でも、いいじゃないか、これは我が自治体の、いわば最高規範なんだ、ほかの条例は全部
これに従わなければいけないのだ、そういうものを自分たちでつくろうという運動が全国
で起こり出した。そして、あちこちの自治体が自治基本条例を決めてみたり、議会基本
条例を決めてみたりということが、自主的な運動として起こっているわけです。

そこで、最高規範と書きたいというならば、書いてもいいんです。書いてもいいんです
けれども、それをどうやって保障するのか。誰が最高規範だということを担保してくれる
のか。裁判所が担保してくれるかといったら、その保障はないのですね。国の憲法にも法
律にもその規定が全くない以上、裁判所がそれをするという保障はないわけです。

そうすると、最高規範であることを守らせるというのは、市長自身がそう思って、常に
そのように行動する。市議会も常にそう思って、そう行動する。この自治基本条例なり議
会基本条例というものを我が武蔵野が決めた以上は、その他の一般の条例でその規定に
違反しているというものがもしあったら、その限りですぐ無効になってしまうんだ、そう
いうふうにみんなが理解して運用する以外にないということなんですね。自分たちでそう

思って、信じて、そう行動するという以外に担保のしようがないということなんです。

それでも最高規範とちゃんと書いたほうがいいんじゃないかというご意見の方と、そんなことを言ったって、最後の担保はないのだから、これはあくまでも解釈の基準なんだ、これに違反するようなものはいけませんという解釈基準として最高の位置にあるのだということをおっしゃってだけでも同じことなんじゃないかという意見と、両方あります。どちらがいいかというのは、個人の意見でかなりいろいろ違うところじゃないかと思います。これも最終的には武蔵野市議会がどういうふうに条例案をお決めになるかにかかっているということなので、これからの議論だと思います。私ども内部のレベルでも、そういうように決めかねる議論がありましたので、こういう表現になっているということです。

さて、まだご意見のある方はどうぞ。

【市民】 境南町在住です。条例に、今から申し上げるようなことをどこまで入れるのかというのは、私も専門家ではないのでよくわかりませんが、一般の人が読まれたときの印象として、ちょっとかたいというか、スケルトンというかなんじじゃないかなという感じがすると思っています。

特にこの間、高齢者の分野、障害の分野、子ども・子育ての分野等々で、非常に多くの人たちが、実際に自治体の担うべき役割を担っていただいている。財援団体のことも書かれたというのは大変いいと思うんですけど、こここのところをもうちょっと膨らませていただきたいなと思ったのです。

やはり協働の部分とか、今の社会保障制度の中において、そういう市民のボランティア、半分ボランティア、実態としてはボランティアに近いような働き方をしている人たちの多くの姿、そういう人たちが支えていただいているという社会資源の温かみというか、その大切さというか、その声を反映させていくこととか、そのことが今の自治体の果たすべき役割の中で大変大きな意味を占めているんだということに対する評価の問題であるとか、その辺のもうちょっと血の通ったような、これは市民の権利ということとはまた別の問題としての市民参加ということにもなるのかもしれないんですけど、その辺、どういう議論があったのかということは伺っておきたい。

例えば 30～40 年前の自治体の姿と比べてみて、ここ 10 年、20 年のいろいろな日本の制度の変化の中で起きている自治体の実態的な変化というんですかね、そこら辺が伝わるような、多くの人たちと一緒につくっていきましょうね、そうでなければ成り立たないん

ですよというあたりのことがもうちょっと入ってもいいかな、雰囲気は伝わるんじゃないかなという感じがするんです。それは一番最初の「前文」の「市政のあゆみ」というところにもそういうことが一言つけ加わってもいいんじゃないかというぐらいに私は思っていますので、どんなご議論があったかというのはちょっと伺っておきたいと思います。

【座長】 どういう議論があったかというのは、一言で要約するのはなかなか難しいのですけれども、私以外の方が語られたほうがいいんじゃないかと思うので。

【副座長】 今の質問に限らず、これは私の個人的な考え方、行政法的な考え方で、私の意見が十分反映されて通っているかどうかわかりませんが、ちょっと説明させていただきます。

なぜ今自治基本条例が必要なのか。こういう位置づけの流れの中で質問があったと思いますが、私は特に事前手続と事後手続についてとらえてみます。住民の権利という意識から見た場合に、事前手続と事後手続というのは行政法の中で大きく分かれています。

事後手続というのは、皆様方が行政に何か不服がある場合には、行政不服審査法で、ある程度意見を言うことができます。その次に、裁判所に行政事件訴訟法で損害賠償等を求めることができます。次に、行政が何か損害を負った場合に、国家賠償法で保障されます。事後手続は、ほぼ完璧に近い状態で法文が整備されています。

ところが、事前手続というのは今までなかった。要するに、住民の方がどうやって参加して、意見をどう求められるかという制度が今まではなかった。ここで昭和 57 年に初めて出てきたのが情報公開条例です。情報公開というのは、情報なければ参加なしです。情報がないことには住民参加は絶対あり得ません。事前手続が日本の行政の手続の中になかったという面では、昭和 57 年までは民主主義じゃなかったのです。事前にどういうふうに住民に参加を求めるかということが法律的に出てきた。武蔵野での情報公開条例は、先ほども最初の方が言われていましたけれども、必ずしも混同していません。武蔵野の情報公開条例の原案起案者は私が関与しました。したがって、混同はしてないつもりです。

情報公開条例ができました。これで住民参加が保障されてきたわけですね。その次に、行政手続条例で出てきました。行政は事前にきちんと、こういうものはこういうふうの情報公開しなさいよというもの。これを総まとめにするのが自治基本条例です。民主的な行政手続に、透明な、公正である行政、それで、住民自治を求める。したがって、この自治

基本条例が武蔵野における民主主義のいよいよ最終段階だと私個人は思っていて、委員の皆さんの合意が十分得られているかどうかは別問題として、こういう視点から委員の1人として主張しております。

【座長】 会場から大分たくさんのご意見が出ましたので、並んでいる我々懇談会のメンバーにもいろいろ言いたいということがあると思うんですね。その問題については私はこう考えているんだというふうに発言したいという方がいらっしゃると思いますので、どのご意見に対する反応でもいいですから、自分が一番びんと感じたことについてご発言いただければと思います。

【A委員】 皆さんから非常に多様なご意見をいただきました。ほかの委員の方もお話しいただくこととなりますので、私からは自分の専門の憲法に近いところと、一市民としての立場ということと、市民参加などのことについて、感じたところなどをお話しさせていただきますと思います。

いま、「権利はもういいから義務を」というご意見もあれば、もしこれが自治体の憲法というのならば「権利条項としての住民の権利を入れたらいいのではないか」というご意見もございました。それと関連しまして、住民はいわば主権者なのだから、「主権」という言葉を使った方がいいんじゃないかというお話もあり、それは市民の「責務」か市民の「役割」かという問題にもつながってくるのだと思います。

まず地方自治体である武蔵野市が、果たして憲法をつくれるのか。先ほどの座長からの話にもありましたように、最高法規というものをつくれるのか。条例はつくることができるけれども、その条例間に上下関係をつくれるのかということで私たちは非常に悩みました。最近 20 数年来の地方分権という流れ、まさに私たちの座長がその分権改革を推進してきた第一人者でありますけれども、その座長でさえも最高規範性を持たせることに関しては、謙抑的な立場でこの懇談会にもかかわっていらっしゃったと思います。

私は、個人的には、この武蔵野だったら自治基本条例に最高規範性をもたせることもできんじゃないかと考えたい気持ちがあります。あたかも地方自治体を独立国のようにみるかのごとく、「地域主権」という言い回しや、「地方政府」という言い方も、まさに中央レベルから出てきております。現在、地方自治体には行政権と立法権がありますが、司法権はない。しかし地方政府となれば、いずれは自治基本条例の最高規範性を担保するような

司法権というものをつくる動きにつながっていく可能性もあります。武蔵野市こそは、そのようなことを率先してやれる自治体なのではないかという希望を持っています。

ただ、全国的に見て、この武蔵野市のような市民活動ができるぐらいの基盤のある自治体がどれほどあるのかというところが悩ましいところです。勿論、ほかのところは関係なく自分たちはやろうということでも構わないと思います。しかし、そうなったときに、日本という国がある中で、現在、1800弱の個々の自治体があつて、その全国的な制度としての統一性というのでしょうか、ある程度の平衡性をどこまで保てるのかなということもございまして、これは非常に難しい問題です。

ただ、その中で、住民が積極的に自治活動というか、主体になって活動することは誰にもとめられることではありませんし、むしろやることのほうが、まさに日本国憲法の地方自治の本旨に沿う形だと思います。皆さんのご意見の中で、義務というか責務のような形で住民で活動してほしいという主張があつたことには、私は非常に感銘を受けたともいえる気持ちで受けとめました。こちらにご参加されている方たちは、やはり武蔵野市の中でも政治への参加に対して非常にやる気のある方たちです。しかし、反面、武蔵野市には住んでいるけど自治体活動はなかなかできないという方々もいて、仮に「責務」ということで、そこまで責任を問わされることは負担だという方たちも、言ってみれば住民の1人であり、それこそそういう言葉を使っていえば、「主権者」なわけです。

そういった個人個人の住民をどのように尊重していけばいいのだろうか。私たちとしてはもちろん、それこそ全ての住民の方たちが積極的に活動してくれることを望んではいまずけれども、それを強制するほどの権限といますか、そういったことをすることも違うのじゃないかということでこのような形の骨子案が出てきたわけです。積極的に活動したい方たちにとってみれば、生半可なというような、生ぬるい表現になっているのかもしれない。

従いまして、やりたい人はやれる。しかしながら、やれないという人に対してまで、「おまえはやるべきだ」ということを条例で定めることはできるのかということも含めて、先ほどもご意見がありましたように、コミュニティレベルに落とすとか、皆さんの中で、「あなたは、どう思う？」という議論を市民レベルでもっとおこなって、下からの意識を覚醒させた上で、このぐらいの表現だったらいいじゃないかという了解がとれる形で、基本条例が作り上げられればいいのかと感じている次第です。

そういった非常にアンビバレントといいますか、難しいところをまさに市民の皆様と一

緒に考えていきたい。その上でつくられる自治体の基本条例であれば、まさに全国的にも誇れるような条例になるのではないかなと思います。

ちょっと理念的な話ばかりで恐縮ですけれども、私からは以上です。

【座長】 議会の方々もご発言いただければありがたいのですが。

【B委員】 きょうは大変貴重なご意見をたくさんお伺いいたしました。ありがとうございます。我々は毎回毎回お題がありまして、それに対して座長のリードでさまざまな意見交換や議論をさせていただいているのですが、まだまだ足りていない部分があったのかなということを実感させていただきました。

きょう、私がお伺いしてなるほどと思ったのは、この自治基本条例をつくるに当たっての市民参加が全然足りないじゃないかというご意見が幾つかあったと思います。実は、ワークショップも随分前にやるはずだったのです。実は去年の今ごろやるはずだったのですが、時期尚早だろう、今は何をやるんだ、ワークショップをやったって結局形だけになっちゃうよということで、もう少しこの議論が煮詰まってから皆さんに中身を見ていただいてワークショップをやりましょうということで、実は1年先延ばしになっているところで、

そういう意味では、もっともっと丁寧にとということであるならば、昨日も議会がございまして、市長も上程は2019年度という話をされましたので、我々の改選後になるわけです。我々もそんなに急ぐ必要はなくなりましたので、市民の方々の意見をもっともっと聞くべきではないかと、私もきょう痛感いたしました。後思考の考えですけれども、執行部のほうでそういう機会をもっと持つべきだとなれば、それはきょうの会が非常にいい意見として出していただいたと思っています。

私は、当初この議論が始まる時に申し上げたのは、よく自治基本条例の議論をすると、イデオロギー論争になってしまって、左右が真っ二つになって、どうにも決着がつかない、こういう歴史を見てまいりました。なので、この武蔵野市の自治基本条例に関しては、イデオロギーの議論はやめようよという話を最初にさせていただいた記憶がございます。

もう1つ、自分の中ではこういうものにしたいと思ったのは、やはりこれができたときに、この自治基本条例を使って、市民の方々がさらに自治を進めていただきたい。また、今までコミセンにすら行ったことのないような人にも、この条例によって市民参加をして

いただきたいということを申し上げた。実効性のあるものというお話もございましたが、まさしくそのとおりでありまして、私はそのときに「市民自治の取扱説明書みたいなものにしようよ」と意見を申したのですが、そういうものに今度この骨子案が執行部の手によってなされることを期待しているところであります。

きょうはいろんな意見をいただきまして、ありがとうございました。

【C委員】 きょうはいろいろな意見をありがとうございます。

先ほど何人かの方から「市民の責務」という話があったかと思うんです。懇談会の中でもいろいろ議論があり、また、議会基本条例の中でも、先ほど「市民の役割」、「議員の役割」ということがありました。「責務」としたときの枠をはめることについては、やっぱり慎重にあるべきじゃないのかなという議論が議会の中でも出ています。

その1つが、議会と市長の「責務」という話になると、先ほど出ていましたけれども二元代表制ということからすると、これは機関の話になります。市長、いわゆる市の行政という機関と、もう一方で議会という機関。議員はその機関を構成する者であって、議員の役割そのものは、それこそ今 26 人議員がいますけれども、それぞれがそれぞれの活動をいろんな形で展開している。

その中で、1つの枠をはめることがいいのか悪いのかというのが議論の大きなポイントになっているのかな。なかなか決め切れないものもあり、また、今、全国的には政務活動費の使い方であるとか倫理的なところまでさまざまに踏み込んでいくと、議員としてのあり方はどこまで求められるのか、そういった議論もあって、1つの形を形づくるというのは非常に困難なところがあるんじゃないのかなというところから、現在表現としてはちょっと緩いのかもかもしれませんけれども、「議員の役割」というところに今おさまっている、そんな背景もあることはご理解いただきたいということがあります。

また、「市民」についても、多分同じようなことが言えるわけで、「市民の責務」という1つの形をつくってしまうと、じゃ、それはやらなければいけないのかという強制力を持つてしまうことにもなっていくのかな。そういう意味においては、逆にこの市民活動を余り制限しないような形だけでも、市民が本当に平和で、安定した生活をしていくことができる、そういったものを現実化させるための1つの条例にしていかなければいけないのかな。これは個人的にも思っているところですけども、そういった側面があるのかなということは、先ほどいろんな意見を伺っている中でちょっと感じたところでしたので、ひ

とつお伝えをしておきたいと思います。

【座長】 副市長にも、ちょっとご感想を述べていただきましょうか。

【D委員】 きょうはさまざまな観点からのご意見をありがとうございました。ああそうかというご意見もたくさんいただきました。また、正しいんだけど、それはこの自治基本条例の中に書き込む内容か、あるいは分量的な問題としてそこまで細かく書くのかという問題が幾つかあったと思います。考え自体は全く正しい、正当性のある考えが多いんですけども、それをどこまで条例の中に入れていくかということについては、懇談会の中で議論が必要だというふうに改めて感じました。

それから、役人なので弁解調で申しわけないのですが、コミュニティについて私たちが自然発生的だと書いたことについて、それは違うぞ、もっと意識的に、協働的にやってきたのがコミュニティだというご意見をいただきました。これはごもっともなんです。ただ、私たちがここで「自然発生的に」と書いたのは、ほかの自治体にあるような官製の、官がつくった自治体とか町内会とは武蔵野市のコミュニティは違うよ、そういう意味で自然発生的につくり上げられてきたという表現をしたのですけれども、そこは実際に現場で活動されている方と私たちの認識と違いますか、同じことを考えているんですけどちょっと表現方法が違ったので、そこはいい勉強になりました。私たちとしては、本当に武蔵野市にとってコミュニティは大事なので、この項目を1項目必ず挙げて書くべきだ、その認識はあったのですけれども、それを官製ではないという意味で「自然発生的に」という表現をしてしまったところは、なるほど、ご指摘の観点はあるなと思いました。非常に参考になりました。ありがとうございました。

【座長】 時間は、あと残すところ 15 分ぐらいになってきましたので、ご発言を重ねてほしいという方がいらっしゃると思います。

【市民】 自然発生的にというのは私もすごく気になりました。そんな生易しいものじゃない。四六時中ずっと思っていて、しかも仲間をふやし、勉強して、いろいろなことをやりながら 10 年、振り返ってみると、少し挨拶する人がふえたかなとか、そういう感じで報われるというか、そういうものだと思いますので、このところの形容をもう少し考え

ていただきたいなと思います。

それと、せっかくの機会でこんなにいい、それこそ対立じゃなくて、大勢の方がよりよいものにしようと思って集まって発言なさった、こういう会を各地域でやってくださったら本当にすばらしかったなと思います。それは各コミュニティの勉強にもなりますし、結局みんなで一緒にやったというお祭りとか、そういう計画から成功までみんなで共有するというのが身になっていって、まちの力になるわけですから、まちの力にさせていただきたいなと思いますので、今後のことをよろしく願いいたします。

【市民】 先ほど時間の関係で言い残した住民投票について、ぜひお話をしたいと思いました。

この案文の中で、常設にしたこと、成立要件を満たすか否かについて、結果を公表すると定められたことは、高く評価できると思います。ただ、成立要件について意見がありません。

成立要件は、まだ検討課題ということですがけれども、説明の中で、成立要件何%とかと決めるというお考えが示されていきました。成立要件を決めると、30%の投票でもとか、40%の投票でも成立するというのは、体面上みっともないということで制定できなくて、50%というのが各市の住民投票の成立要件です。

ただ、こういう成立要件を投票率で決めることは不合理だと私は考えています。これについては、前に触れた訴訟の中で、学者とも十分意見交換しましたがけれども、この不合理というのは、例えばの話、50%を成立要件として、そして、賛成の者が26%、反対が24%であった場合、それは成立したものとして尊重する。ところが、同じ有権者の26%が賛成しても、反対は14%だった。その結果、投票率は40%であったという場合には、成立要件を満たさないこととなります。ということは、支持率が高くても成立しない、そういう要件になってしまいます。

このことは、住民投票のボイコット運動を誘発する危険も指摘されています。住民投票すると負けると思った側が、反対投票をしても勝ち目がないと思ったらボイコットを呼びかけるんです。そうすれば、住民投票そのものが潰れます。したがって、この要件というのは、むしろ住民投票を阻害する要件となりかねません。

それではどうすればいいかということも検討しました。そして、学者の方々の前で申すのは全く恐縮なんですけれども、ヨーロッパでは支持率を基準とするということが行われ

ているということでした。例えば、賛成の投票が有権者の 25%を超える、あるいは 26%を超える場合には成立したものとみなすというふうに決めておけば、幾らボイコット運動が起こっても成立要件は阻害されない。そして、実際問題として、例えば武蔵野市の地方選挙を見ても、この間の市長選挙の投票率は 41%です。そういうところで住民投票について 50%を成立要件として決めた場合には、住民投票は成立しないと思いますね。実際の政治は、25%とか 30%の支持で動いていることは現実としてあるので、その 26%以外は全部反対というわけではない。そのあたりは支持率を要件として成立を決めるべきだろうと思っています。

もう 1つ、発議権 50 分の 1 よりも多くするという点です。この理由として、住民投票が乱用されている、数千万円かかるということが挙げられていました。日本の住民投票についていろいろ調べましたが、住民投票が乱用されているというケースは、私の知る限りではありません。住民投票は実際問題として 3000 万円ぐらいはかかります。だけれども、結果によって数億円とか数十億円の税金の支出をしないで済むということもあり得るので、それは民主主義のコストとして負担すべきものではないでしょうか。発議権の要件を 50 分の 1 よりも高く決めるというのは、やはりその必要性がないと考えています。

もう 1つは、市の合併とか分割とか、そういうことについては成立要件を決めないとなっているようですが、市の合併あるいは市の廃止とか分割とかは、市の根幹にかかわる問題です。それについては、わずかな賛成があっても、これで市民の意思を把握できたということではなくて、こういう全市民の基本に関することについてこそ成立要件を、さっき言ったような形で決める必要があるのではないかと。だから、これについて成立要件を決める必要がないということには、私は賛成できません。

あと、市の合併とか廃止とか分割とかとともに、市境の制定まで住民投票ということになっていますけれども、市境のことまで一緒に扱っていいのかどうか。そのあたりをちょっと検討していただけたらと思います。

先ほど申しました、公表と公開の違いについて。公表の対象と情報公開の対象が全く違うことは、情報公開条例の中で、既に公表したものについては情報公開の対象として取り扱わないという規定があって、両者は制度的にも、手続的にも、対象も全く別なものだという先ほどの意見をちょっと補強させていただきました。

以上です。

【市民】 桜堤在住です。今まで出ていないので、1つだけ、これからの検討でお願いします。

実は、17 ページに財政援助出資団体がここでだけ触れられているのですが、財政出資団体の扱い方というのは、特に出資団体は市の本来業務を外出ししてやっているところが結構あると思うんですね。

これとの関係で、3 ページの定義の中で、市長等の中には市長と行政委員会しか含みませんし、市は市長等と議決機関しか含みません。それから、19 ページに書いてあるように、「職員」という定義も、「職員の責務」の場合、「市の執行機関に属する市職員の」と書きちゃっています。

私は武蔵野市で結婚してから子どもを3人育ててきたのですが、例えば、子ども協会というのは、保育園の保育士さんや学童の指導員の人たちを今、協会の職員にしちゃって、すごく大規模な、何百名という組織になっています。これは本来市の職員の責務を代行しているわけです。こういう方たちを自治基本条例の中で、単に17 ページの一番下段のような、財政出資団体についての扱い、この程度でいいのかということです。本来の市の本体業務をやっているところに関するこの自治基本条例の扱い方、そこで働いている職員の方たちの扱われ方が、ここから排除されて、市長のもとで適切な指導監督を受ければいいのかということで、市民自治の一翼を担うような形になっていないんじゃないかという不安をすごく感じます。

そういう意味で、市民からも当然そういうところに要望しなきゃいけないし、働いている職員たちも、市役所にいる職員だけじゃなくて、現場で働いている保育士さんや学童の指導員の人たちや、福祉の現場で働いている非正規の人たちも、やっぱりそういう自治を担っているというふうにしていただけるように。どうしたらいいか、私も具体的にはわからないのですが、全体構成を考える中で、いかにもこれはちょっと不十分なのではないかなという気がします。

民間でも、今やグループという概念がありますね。どんどん子会社をつくって、本体業務を外に出しちゃいます。でも、そのときにグループ企業としての責任を明らかにすると思うんです。それと同じように、自治基本条例であるとするれば、今後の中で何かうまく入れていただけないか。お願いします。

【座長】 もうお1方ぐらい。

【市民】 2点ほど申し上げます。

1つは、先ほど申し上げた地域の課題や市政に関する学びの支援という点についてです。実際にどうやるのかというイメージがわからないと、入れられないと思うので、ちょっと簡単に補足します。

まず、先ほども例に出しましたように、市民活動推進課が行っているコミュニティ未来塾とか、下水道課の水の学校とか、さらにはプレイスが行っている3階のフロアの市民活動支援とか、このあたりはかなり啓発的なレベルを超えて、主体的な市民活動を促進するようなものになっているので、すばらしいと思っています。こういうのを一般行政の各部署でどんどんどんどんやっていくと、活性化していくのかなと思うのが1つです。

ただ、一般行政はどうしても縦割りになりがちなので、一方で市民生活はそれにかかわらず総合的な課題をかなり抱えていくもんですから、教育委員会の役割も大事だと思います。ほかの地域では公民館がそういう役割を果たすことがあります。もちろん、武蔵野市は歴史的な経緯の中で公民館がなくなっているのは、私も専門なのでよく知っております。

ただ、実際にそれにかわるものとして武蔵野市は、市民会館とか武蔵野プレイスの生涯学習機能、生涯学習スポーツ課本体、このあたりでやっていますが、どうしても教養的な講座が多いように思います。ですから、このあたりの教育委員会所管のところでもう少し総合的な市民生活にかかわるような課題の学習を活性化していけると、この市民参加が充実していくかなと思いますので、そのあたりを位置づけていただけるとありがたいと思います。

もう1点は、前書きのところです。1ページの「前文」の歴史的な背景というところで、戦前戦後のところは割と具体的に書かれていますが、最初の江戸初期云々はちょっと殺風景というか、そっけないというか、もう少しロマンを感じるような武蔵野らしいのがあるといいなと思います。例えばということで読んでみると、「江戸初期に玉川上水が引かれたことをきっかけに、それまで草原だった武蔵野台地に開墾を経て農村（里地・里山）が生まれ、その基盤に基づき、まちが徐々に形成されてきた」とすると、何か武蔵野らしさがあらわれるかなと思ひまして、ぜひ検討していただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【市民】 境南町在住です。恐らくは最後になります。僕は懇談会にずっと出ているもの

ですから、一言だけ申し上げたいと思います。

基本的にここにいらっしゃった皆さんの意識は非常に高く、ここで挙げられていた論点はほとんど網羅されていたと思います。なので、基本的にはしっかりとした議論がすごく長い時間をかけてなされていた。そもそも前市長が提案したスケジュールは、それにのっとってやっていたら既にでき上がってしまっていて、そこで議決されているのかどうか、それは議会の役割ですので、よくわかりませんが、いずれにしてもそういったスケジュールは、はっきり言ってちょっとおいておいて、しっかりとやりましょうという形で懇談会の方々は非常に真摯に話し合いをされていたと思います。スタッフの方々も、そののところに大変に力を注いでやってこられた。これは本当に尊敬に値するなというぐらいに僕は思います。

僕自身、実は政治学等々も勉強している人間ですので、どれほどの力を込めてやっているのか、非常によくわかります。ここで挙げられた成果というのは、非常に素晴らしいものです。その価値を皆さんはぜひ受けとめて、市民のほうも、これからつくっていかうというプロセスだと思うんですけど、そののところに積極的にかかわっていただければ幸いかと思います。

ぜひこれからもいろいろと大変だと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

【座長】 最後に、懇談会を大体皆勤に近く傍聴しておられた方、いつも厳しいコメントを書いておられる方から、我々は一生懸命、よくやっていると述べていただきまして、大変うれしく思いました。

既に時間がなくなりましたが、これからの予定について、冒頭におっしゃったパブリックコメントのやり方、これからやるワークショップのやり方について、もう一度皆様にご説明して、終わりにしたいと思います。よろしく願いします。

(事務局から、本日出された意見の意見の取り扱い、パブリックコメントについて、ワークショップについて説明)

【座長】 それでは、時間が足りなくなりましたが、長時間にわたってご熱心にご発言いただきまして、まことにありがとうございました。

午後 3 時 35 分 閉会